

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付要綱

第一章 総則

(趣旨)

第1条 県は、幼児期からみどりにふれあう環境を整備するとともに、県民に身近なみどりを質の高い状態で維持するため、園庭・校庭の芝生の維持管理に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| 一 園庭 | 県内の幼稚園、認定こども園、保育所等における運動場 |
| 二 校庭 | 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校における運動場 |
| 三 芝生化 | 園庭又は校庭において、芝の植栽を行うこと。 |
| 四 維持管理団体 | 園庭又は校庭において、芝生の維持管理を行う団体 |

(補助対象)

第3条 補助の対象となる者は、平成28年度以降にみどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱により補助を受けて芝生化を実施し、かつ、補助対象期間内に施設設置者又は施設管理者から同意を得て芝生の維持管理を行う団体を組織することで、その後の適正な維持管理活動に努めることができる者とする。

2 前項の維持管理を行う団体は、次の各号全てに該当するものとする。

- 一 当該補助事業において、営利を追求しない団体等であること。
- 二 政治団体又は宗教団体でないこと。
- 三 暴力団及びその関係者でないこと。
- 四 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体等であること。
- 五 実施事業の公表に異議がないこと。
- 六 補助金終了後も継続して適正な維持管理活動に努めることができる団体であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち別表第1に掲げる補助対象項目に要する経費かつ、次の各号に該当する経費とする。

- 一 埼玉県みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱により、補助を受けて芝生化整備した当該芝生化部分の維持管理に必要な経費であること。
- 二 受付期間内に申請がなされ、かつ、申請する会計年度内に事業の完了が見込まれること。

(補助限度額)

第5条 前条の経費に対する補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、芝生化の実施年度から4年間又は実施年度の翌年度から3年間を限度とする。

第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第7条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 事業計画書(別紙1)
 - 二 維持管理作業計画書(別紙2)
 - 三 事業実施予算書(別紙3)
 - 四 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
 - 五 芝生の現況写真(事業実施箇所が確認できるように、2方向以上から撮影したもの)
 - 六 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第9条 補助対象期間内に維持管理団体を組織し、維持管理団体組成報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書(様式第3号)を速やかに申請者に通知するものとする。

- 一 補助金の交付決定の内容

二 補助金の交付の条件

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第11条 前条第一項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の増額変更はすることができない。

- 一 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）
 - 二 事業経費の配分（ただし、軽微な変更を除く。）
 - 三 事業の中止又は廃止
- 2 前項第一号に規定する軽微な変更は、補助対象費目及び種別の追加・削除が伴わないものとする。
 - 3 第一項第二号に規定する軽微な変更は、費目別経費の増減が当初申請時の20%以内である場合（20%を超える場合で、その金額が1万円未満の場合を含む）とする。
 - 4 第一項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、中止又は廃止に係る申請の場合は、この限りでない。
 - 一 事業変更計画書（別紙1）
 - 二 維持管理作業変更計画書（別紙2）
 - 三 事業実施変更予算書（別紙3）
 - 四 その他知事が必要と認める書類

（変更等の承認）

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付するものとする。

第三章 補助事業の遂行等

（状況報告）

第13条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(指示書の通知)

第 14 条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第 7 号）により、補助事業者に改善を指示することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が定めるところにより、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式 8 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施報告書（別紙 1）
- 二 維持管理作業報告書（別紙 2）
- 三 維持管理作業中の写真（3 枚以上）
- 四 事業収支決算書（別紙 3）
- 五 補助事業に要する費用が掲載された契約書及び内訳書の写し
- 六 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- 七 補助事業の実施状況を示す写真
- 八 その他知事が必要と認める書類

- 3 前項による報告書の提出期限は、3 月末日までとする。

(補助の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第 10 号）により知事に補助金の請求をするものとする。

- 2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章 補助金の返還等

(決定の取消し等)

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第 11 号）を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還命令書（様式第 12 号）により、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章 雑則

(書類の整備等)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

費目No.	費目	種別	適用
1	報償費		外部から招聘した講師及び指導者への謝礼金
2	資材・消耗品費 (※)	刈込用	芝刈り機、替刃、研磨剤等
		燃料用	ガソリン、携帯缶等
		除草用	除草フォーク、芝くし等
		施肥用	肥料、肥料散布機等
		目土用	目土、レーキ等
		更新用	ローンスパイク等
		補植用/ オーバーシード用	芝苗、種子、育苗パレット等
		散水用	ホース、簡易スプリンクラー等
		養生用	養生シート、寒冷紗、保護材等
		その他 (上記種目以外)	防護具等
3	委託費		刈込、施肥、更新、補植、芝生点検等を委託するための費用
4	修繕費		芝生の維持管理に使用する機械器具類を修理・点検するための費用
5	諸経費 (上記の各費目以外に、芝生の維持管理にかかる経費)		

(※) 取得価格が10万円未満の物品に限る。

別表 2 (第 5 条第 1 項関係)

当該施設の芝生化実施年度を「n」年度とする。

- (1) 第 6 条において「芝生化の実施年度から 4 年間」に該当するとき
(芝生化実施年度内に維持管理補助を申請している者に限る。)

維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
年度	年数	園庭	校庭
n	1 年目	45	300
n+1	2 年目	120	800
n+2	3 年目		
n+3	4 年目	75	500

- (2) 第 6 条において「芝生化の実施年度の翌年度から 3 年間」に該当するとき

維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
年度	年数	園庭	校庭
n+1	1 年目	120	800
n+2	2 年目		
n+3	3 年目		

様式第1号（第8条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付申請書

下記のとおり、みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金の交付を受けたいので、みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 施設 の 名 称

2 補助金交付申請額 金 円

3 添 付 書 類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 維持管理作業計画書（別紙2）
- (3) 事業実施予算書（別紙3）
- (4) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
- (5) 芝生の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向以上から撮影したもの）
- (6) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

(1) 事業計画書

施設概要	施設名			
	代表者（職名）			
	園児・生徒数	人（ 年 月時点）		
	施設住所	〒		
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
芝生状況	芝生化年度	年度	当初芝生化面積	m ²
	残存率	%	現状面積	m ²
事務連絡 担当者	団体名（市町村名）			
	担当者氏名			
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
主な維持 管理者	維持管理代表者名			
	維持管理者概要			
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
委託業者	業者名			
	所在地	〒		
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		

別紙2

(2) 維持管理作業計画書

○作業目的（維持管理作業を通じて達成したい目的や目標、期待する効果などを記入）			
○維持管理スケジュール			
時期	年間行事	作業内容	補助対象となる維持管理作業 (交付決定後※から事業完了まで)

※市町村が設置する施設で、内示を受けているものにあつては、「内示後」に読み替えるものとする。

別紙3

(3) 事業実施予算書

1 費目別内訳

費目No.	費目	費目別総額 (円)	事務欄
計 (税込)			補助金額
再計 (千円未満切捨て)			円

2 種別内訳

費目No.	種別	種別総額	内訳	備考
計 (税込)				
再計 (千円未満切捨て)				

様式第2号（第9条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

団体名（市町村名）

代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金維持管理団体組成報告書

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり維持管理団体を組成したので報告します。

記

1 施設の名称

2 補助対象期間

芝生化年度	年度	芝生化面積	m ²
補助対象期間	年 月～ 年 月 ※予定も可		

3 添付書類

別紙1

維持管理団体概要書

施設名	
維持管理団体名	
代表者氏名	職 氏名
連絡先	(職・氏名) (住所) (電話番号)
組織図	
構成員の属性 及び人数 令和 年 月 時 点	
活動計画	

様式第3号（第10条関係）

番 号
年 月 日

申請者様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金については、みどりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第10条第1項
の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 施設 の 名 称

2 交 付 決 定 額 金 円

3 補助対象事業の内容

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどり
いっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金交付申請書のとおり

4 補助金等の交付の条件

- (1) 補助対象期間内に維持管理団体を組織し、維持管理団体組成報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 補助対象事業の実施に当たって、「補助金等の交付手続等に関する規則」及び「みどりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

様式第4号（第10条関係）

番 号
年 月 日

申 請 者 様

埼 玉 県 知 事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、み
どりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 理 由

様式第5号（第11条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

団体名

代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金変更（中止・廃止）承認等申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 添付資料
 - (1) 事業変更計画書（別紙1）
 - (2) 維持管理作業変更計画書（別紙2）
 - (3) 事業実施変更予算書（別紙3）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

(1) 事業変更計画書

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

施設概要	施設名			
	代表者（職名）			
	園児・生徒数	人（ 年 月時点）		
	施設住所	〒		
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
芝生状況	芝生化年度	年度	当初芝生化面積	m ²
	残存率	%	現状面積	m ²
事務連絡 担当者	団体名（市町村名）			
	担当者氏名			
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
主な維持 管理者	維持管理代表者名			
	維持管理者概要			
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
委託業者	業者名			
	所在地	〒		
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		

別紙2

(2) 維持管理作業変更計画書

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

○作業目的（維持管理作業を通じて達成したい目的や目標、期待する効果などを記入）			
○維持管理スケジュール			
時期	年間行事	作業内容	補助対象となる維持管理作業 (交付決定後※から事業完了まで)

※市町村が設置する施設で、内示を受けているものにあつては、「内示後」に読み替えるものとする。

別紙3

(3) 事業実施変更予算書

1 費目別内訳

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

費目No.	費目	変更前 (円)	変更後 (円)	変動 (±)		事務欄
				率	額	
計 (税込)				補助金額		
再計 (千円未満切捨て)						円

* 交付決定金額の増額不可。

2 種別内訳

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

費目No.	種別	種別総額 (変更前)	変更前内訳	種別総額 (変更後)	変更後内訳
計 (税込)					
再計 (千円未満切捨て)					

様式第6号（第12条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金変更（中止・廃止）承認等通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 施設 の 名 称

2 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません

3 交付決定変更の内容

4 変更承認の条件

様式第7号（第14条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい園庭・校庭維持管理の遂行に係る指示書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた事業の遂行について、みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

1 施設の名称

2 改善を要する事項

3 改善期限 年 月 日

様式第8号（第15条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第15条第1項の規定により報告します。

記

1 施設の名称

2 補助事業に要した費用

支出実績額金 円
補助金充当額金 円（交付決定額金 円）

3 補助対象事業着手及び完了日

着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙1）
- (2) 維持管理作業報告書（別紙2）
- (3) 維持管理作業中の写真（3枚以上）
- (4) 事業収支決算書（別紙3）
- (5) 補助事業に要する費用が掲載された契約書及び内訳書の写し
- (6) 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- (7) 補助事業の実施状況を示す写真
- (8) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

(1) 事業実施報告書

施設概要	施設名			
	代表者（職名）			
	園児・生徒数	人（ 年 月時点）		
	施設住所	〒		
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
芝生状況	芝生化年度	年度	当初芝生化面積	m ²
	残存率	%	現状面積	m ²
事務連絡 担当者	団体名（市町村名）			
	担当者氏名			
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
主な維持 管理者	維持管理代表者名			
	維持管理者概要			
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		
委託業者	業者名			
	所在地	〒		
	連絡先	【電話番号】 【FAX 番号】		

別紙2

(2) 維持管理作業報告書

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

○作業報告（維持管理作業を通じて達成したこと、事業効果などを記入）			
○維持管理スケジュール			
時期	年間行事	作業内容	補助対象となる維持管理作業 (交付決定後※から事業完了まで)

※市町村が設置する施設で、内示を受けているものにあつては、「内示後」に読み替えるものとする。

(3) 事業収支決算書

1 費目別内訳

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

費目No.	費目	申請時又は 変更時 (円)	実績時 (円)	変動 (±)		事務 欄
				率	額	
計 (税込)				補助金額		
再計 (千円未満切捨て)						円

* 交付決定金額の増額不可。

2 種別内訳

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

費目 No.	種別	種別総額 (申請時 又は変更 時)	申請時又は 変更時 内訳	種別総額 (実績時)	実績時内訳
計 (税込)					
再計 (千円未満切捨て)					

様式第9号（第16条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて報告のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金実績報告書は適正と認められたため、みどり
いっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり通知
します。

記

1 施設 の 名 称

2 補助金交付確定額 金 円

様式第 10 号 (第 17 条関係)

番 号
年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

所在地
団体名
代表者名 (役職・氏名)

みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号でみどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付額確定通知書を受けましたので、みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 施 設 の 名 称

2 補助金交付請求額 金 円

金融機関名	銀 行 信用金庫	本店 支店
口座番号	(普通・当座)	
名義(カタカナ)		

※補助事業者名義の口座とする。

様式第 11 号（第 18 条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼 玉 県 知 事 印

みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定をしたみどりいっばいの園庭・校庭維持管理補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 16 条第 1 項の規定により取り消すことを決定したので、みどりいっばいの園庭・校庭維持管理補助金交付要綱第 18 条の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 取消理由

様式第 12 号 (第 19 条関係)

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみどりいっぱい
の園庭・校庭維持管理補助金について、補助金等の交付
手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）
第 17 条第 1 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 返還期限 年 月 日